

第 39 回 森林クレジット制度の見直しについて

本コラムでは、これまでも森林クレジットについて取り上げてきましたが、今回のコラムでは、先日実施された J-クレジット制度の見直しのうち、森林クレジットに着目してご紹介します。

1. 制度見直しの背景

近年、カーボンニュートラルを目指す上で、カーボン・オフセットや財・サービスの高付加価値化等に活用できる J-クレジット制度の更なる活性が期待されています。その中でも、森林吸収系のクレジットは、重要性が認められる一方で、発行量は J-クレジット全体の 2%弱と少ない点が課題でした。

そこで、森林クレジットの創出を制度面からも後押しすることを目的に、認証期間の延長や算定方法等の制度見直しが実施されました。なお、森林クレジットや課題については、前回のコラムにて詳しく紹介しておりますので、そちらをご覧ください。

2. 森林プロジェクトに係る制度の見直し

今回の見直しのうち森林プロジェクトに係る変更点は大きく分けて以下の 3 つです。

- ① 認証対象期間が 8 年から 16 年へ延長。
- ② 森林経営活動の方法論の見直し。
- ③ 再造林活動による吸収量を評価する方法論の新設。

このうち、今回は②森林経営活動についてご紹介します。

(1) 追加性要件の見直し

これまで、J-クレジットを申請するためには、認証期間中の収支が赤字であることを証明する必要（追加性要件）がありました。しかし、今回の見直しにより、認証対象期間中に主伐を行わない（保育・間伐施業及び保護活動のみ計画されている）場合や、主伐を行っても再造林が計画されている場合については、証明不要となりました。

これにより、今まで認証期間内の主伐により一時的に黒字になることで、申請できなかったプロジェクトについても、申請可能となりました。

(2) 吸収量の算定方法の見直し

これまで、主伐が計画されていた場合、主伐分の炭素量が排出として計上されることで、クレジット認証量が少なくなり、主伐・再造林を含むプロジェクトが形成されにくい等の問題がありました。し

かし、今回の見直しにより、主伐後の伐採跡地に再造林すれば、その成長分を排出量から控除することが可能になりました。

ただし、再造林が被災した場合等、炭素備蓄の回復が見込めない場合には、その分のクレジットを無効化する等の条件があります。

(3) その他

その他にも、伐採木材の炭素固定量が評価可能になったり、プロジェクト対象区内の天然生林についても吸収量算定対象への追加が可能になったり、施業履歴の確認方法が拡充されています。

3. 今回の見直しについて

今回ご紹介した制度の見直しによって、プロジェクトの認証を受ける門戸が広がりました。また、再造林分の吸収量や伐採木材の炭素固定量を評価することで、同じプロジェクトでも、これまでより多くのクレジット認証量が見込めます。

この見直しによって、利用期を迎えた木材資源を「伐って、使って、植える」循環システムの確立の後押しになることが期待されています。

4. 森林クレジットの創出

本コラムでご紹介したように、今回の制度見直しはこれから森林クレジットの創出を行う方々にとっての追い風となっています。

また、前回のコラムでも紹介したように、森林による吸収系クレジットは、昨今のカーボンニュートラルの国際的な潮流の中で注目が集まっており、炭素吸収の環境価値だけではなく、生物多様性の保全や地域の生活環境の向上など、SDGsのさまざまなゴールへも寄与するため、より重要視される傾向にあります。

この機会に、J-クレジット制度を活用して森林保全に取り組んでみませんか。

(参考)

J-クレジット制度における森林管理プロジェクトに係る制度の見直しについて

https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/sin_riyou/220810_25.html

【ソフト支援事業実施機関】

株式会社ウェストボックス

Tel: 052-265-5902 Fax: 052-265-5903

E-mail: info@wastebox.net

中部Jクレ コラム バックナンバー

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/platform/column/column.html>